

# 福祉医療制度について

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線134)



福祉医療制度は、医療費の自己負担分を市町村と県が助成する制度です。子ども、重度心身障害者、母子(父子)家庭などの一定要件を満たした方に福祉医療費受給資格者証を交付しています。将来にわたりこの制度を続けていくため、適正な受診をしていただくようお願いします。

## 福祉医療費受給資格者証の申請

対象となる方(右表)で、福祉医療費受給資格者証の交付を受けていない人は、役場で申請してください。

### ◆福祉医療費受給資格者証の使い方

県内の医療機関で受診するときに、福祉医療費受給資格者証を保険証と一緒に窓口に表示してください。県外での受診や、治療用装具を装着した場合は、自己負担分を支払ってから、領収書を持って役場保健福祉課で支給申請をしてください。

### ◆福祉医療費を返還いただく場合

母子・父子家庭の人は、結婚した場合(事実婚も含む)は、資格を喪失しますので届出をしてください。

また、受給資格者が子どもの場合で、保育園や学校でケガなどをした場合は、他の医療助成制度(保育園・学校の災害共済保険など)が優先です。まずは保育園・学校に連絡してください。福祉医療費と保育園・学校の災害共済給付の両方を受けてしまうと、福祉医療費分を返還していただくことになります。

## 他の医療費助成制度が優先です

福祉医療制度以外の公費負担医療制度が利用可能な場合は、その制度が優先適用されます。

福祉医療制度は、昭和村福祉医療費支給に関する条例において、福祉医療費以外の他の医療費負担制度を利用し、一部負担金相当額の支給があった場合は、その部分の福祉医療費助成は行わないことと定められています。

◆一定の要件を満たす方は、福祉医療制度の他にも利用できる医療費助成制度があります。

### 他の医療助成制度の一例

- ・ 自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療)
- ・ 特定医療費(指定難病)
- ・ 小児慢性特定疾病医療
- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付 など

◆福祉医療制度を安定的に運営していくために、福祉医療制度と他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いします。

## ○福祉医療制度の対象者(昭和村に住所がある方)

区分	対象者	手続きに必要なもの
子ども	0歳児～中学校3年生の年度末(3月31日)まで	保険証・印鑑
次のいずれかに該当する方		
重度心身障害者	・ 特別児童扶養手当1級の対象となった方	証書・保険証・印鑑
	・ 障害年金1級の該当となった方	年金証書・保険証・印鑑
	・ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方	身体障害者手帳・保険証・印鑑
	・ 療育手帳の交付を受け、判定がAの方	療育手帳・保険証・印鑑
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している母	保険証・印鑑
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している父(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑
親のない子	18歳未満の親のない児童(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑

### 保険証



福祉医療費受給資格者証



保険給付(7割)

福祉医療(3割)

併用すると他の医療費助成制度を

保険給付(7割)

福祉医療 助成制度

福祉医療は少なくなります。

これらの制度を利用するためには、別途申請手続きが必要です。各制度は、ホームページからご確認ください。

群馬県 福祉医療 他制度 検索



## 子ども医療電話相談をご活用ください

# 8000 携帯電話からも利用できます



子どもが急に具合が悪くなった時、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのかなどについて、保健師または看護師が電話で相談に応じます。